

秋田市告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月1日

秋田市長 沼谷 純

1 道路の区域を決定する区間

整理 番号	路線名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
70635	上北手猿田 4号線	上北手猿田字館ノ下16番1地先	33.30	6.00
		上北手猿田字館ノ下15番1地先		

2 縦覧期間

令和7年7月1日から同月18日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで